

# 岡山学院大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 岡山学院大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、岡山学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学は、使命・目的及び教育目的を学則に明記し、建学の精神である「教育三綱領」として「自律創生、信念貫徹、共存共栄」と簡潔に示すとともに、「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」を定め、教育目標を「QOL向上のための栄養の指導を行う専門家を育成する」と明示している。

「教育三綱領」を踏まえた中長期的な計画として文部科学省の指導により実施している経営改善計画を実行しつつ、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を含む教育方針を理事会で制定し、学習成果を獲得させるための点検評価の視点として教職員が認識を共有している。

経営改善計画を実行する中ではあるが、大学の使命・目的を達成する上で必要な教育研究組織は整備されている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

学則に定める教育理念のもと、教育課程編成・実施の方針を定め、体系的に教育課程を編成している。「教育三綱領」に基づく教育理念に沿った入学者受入れの方針による入学選抜の体制が整えられているが、入学定員充足に向けた更なる努力が必要である。

学生と教員間の双方向授業への取り組みやクラスメンター制などを導入するとともに教育目的の達成のため実力テスト、授業アンケートなどにより学修及び授業支援を行い、GPA(Grade Point Average)を用いた総合的な成績評価を行っている。授業アンケートでの学習成果の把握をもとにした「授業改善 C&A 報告書」の作成、地域連携事業におけるルーブリック評価や就職先での就業状況調査アンケートにより、教育内容・教育方法及び学修指導等を改善するための工夫が行われている。バリアフリー対策について校舎内は整備済みであるが未整備の部分について早期の対応を期待する。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

法令、寄附行為及び学則等の各種規則に基づき、大学の管理運営を適切に遂行し、理事会、評議員会をはじめ、「経営改善プロジェクトチーム」「教育研究活動推進委員会」「FD委員会」等の法人組織により使命・目的の実現に向けて経営改善計画に則した継続的な業務遂行に努めている。

学長が校務全般に関する最終決定権を有し、教授会は教学面の重要事項を審議し、大学の意思決定と業務執行における役割機能が明確になっている。学校運営の総合的な課題について全教職員に諮るなど、業務の意思決定と執行が円滑に行われている。

公認会計士、監事による監査は法令等にのっとり適切に行われている。入学者の確保により経営の安定を図ることを目指し経営改善計画を実施しているところであり、収容定員充足を実現し安定した財務基盤を早急に確立するよう改善を要する。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的に即した自己点検・評価は、経営改善計画を推進する中で、委員会活動や学科教員全員が参加する「FD 会議」等で課題改善に向けた取組みが毎年行われている。「自己点検評価委員会」「FD 委員会」等において、教員の教務、学生の学修、学生生活関連についてFD(Faculty Development)活動として報告され、「FD・SD ワークショップ」で討論するなど、日常化した取組みとして実施されている。

収集した調査・データをもとに自己点検・評価によって示された課題について、「FD 会議」及び教授会で議論することで、自己点検・評価の結果を学内で共有するよう努めるとともに授業アンケート結果、学生生活アンケート結果により学生の実態を把握し教育研究と管理運営の改善に努めている。大学運営、財務状況等の改善の取組みは、経営改善計画に基づいて「経営改善実施管理表」により点検しつつ行われている。

総じて、大学は建学の精神である「教育三綱領」に基づいて学長のリーダーシップのもとに全教職員が一致して使命・目的の達成に向けて努力が続けられている。授業改善の取組みや地域連携事業における達成度評価に独自の工夫が行われている。開学以来支出超過となっていることから、入学者の確保により経営の安定化を目指し経営改善計画を実行しているところであり、特色、長所を十分発揮して早急な改善を進めることが求められる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

##### 【理由】

大学は、使命・目的及び教育目的を「我が国の少子高齢化時代に対応する栄養管理の専門教育に重きをおく大学教育を施し、よき社会人として時代の進運に応じ、地域社会の指導者たるの人材の育成するをもって目的とする」と学則に明記するとともに、建学の精神

である「教育三綱領」を「自律創生、信念貫徹、共存共栄」と簡潔に定め、学則施行細則において明確に示している。

「教育三綱領」を踏まえて「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」を定め、加えて教育目標を「QOL向上のための栄養の指導を行う専門家を育成する」として簡潔かつ平易な文章で具体的に示している。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

建学の精神である「教育三綱領」やそれを踏まえた教育方針により管理栄養士を養成する大学としての教育理念を明示している。厚生労働省の指針とする管理栄養士養成課程モデルコアカリキュラムの基本方針を踏まえて、人の健康に関わる管理栄養士として社会で活躍することを教育目標に掲げるとともに、自立した信念のある社会人となることを専門的学習成果、汎用的学習成果の目標として大学の個性・特色を明示している。

大学の使命・目的は、学校教育法及び設置基準等の法令に照らして適切なものとなっている。

食物栄養学科の教育方針について、学生に高等教育機関としての教育目標を明確に示すとともに職業教育として捉えた内容となるよう逐次見直しが図られている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

食物栄養学科の教育方針は理事会によって制定され、その後の改正に当たって学科教員、教授会の議論を踏まえて理事会で決定されている。使命・目的は「教育三綱領」及び教育方針とともに、入学案内、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイトによって簡潔に明示され、学長自ら入学式等で訓示するなど学内外に周知されている。「教育三綱領」を踏まえた中長期的な計画として文部科学省指導により実施している経営改善計画を執行しつつ、

三つの方針との関係性を「学習成果を焦点とした向上・充実のための査定(アセスメント)」に基づいて点検している。

「教育三綱領」、教育理念、三つの方針は、教育方針の中に趣旨を明示して整理され学内に周知されている。経営改善計画を実行する中ではあるが管理栄養士養成施設、栄養教諭養成課程として必要な教育研究組織は整備されている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

入学者受入れの方針は、「教育三綱領」に基づく教育理念に従って定められ、ウェブサイト、入学案内、学生募集要項に掲載して、大学内外に周知されている。管理栄養士に必要な資質・能力及び入学後の基礎学力を担保する「思考力・判断力・表現力」に対応した、大学独自の入試問題を作成するなど、入学者受入れの方針に沿った入学選抜の体制が整えられている。

学生募集対策として一般試験で選抜日を増やし、優待制度を設け、入学金免除、成績優秀学生には特別奨学生として授業料半額免除制度を設けるなど、入学定員の充足に努めている。しかし、過去数年にわたり入学定員を満たさず、収容定員未充足状態は続いていることより、高大連携の強化、大学の魅力をアピールするなど更なる努力に期待したい。

### 【参考意見】

○人間生活学部食物栄養学科の入学定員充足率が低いことから、今後定員充足への更なる取組みが望まれる。

### 2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

**【理由】**

学則に定める教育理念のもと、教育目的を実現する教育課程編成・実施の方針を定め、体系的に教育課程を編成している。栄養マネジメント、給食経営管理と学外活動の「栄養長寿教室」との連携を図り、評価方法にルーブリックを用いるなど授業内容・方法に工夫がみられる。

履修登録単位数の上限は適切に定められているが、運用には課題があり検討が望まれる。

学生と教員間の双方向授業への取組みとして、「シャトルカード（往復レター）」を活用して、授業外の学習時間を増やす支援をしている。

**2-3 学修及び授業の支援**

**2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実**

**【評価結果】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

学修支援は「入学前学習プログラム」を企画し、入学後の学力不足を補い、学期前のオリエンテーションも 6 日間実施するなど体制を整えている。学生による授業アンケート、学習成果の結果をもとに、学修及び授業支援の方針を授業計画（シラバス）に反映させている。

教員の教育活動は管理栄養士資格を持つ教務助手が支援し、授業外では学生の質問、意見を受付けるオフィスアワーを設定して、学生の積極的な自学自習を促している。また、各学年次にクラスメンターを配置して、成績不振の学生には補講授業の受講指導、問題を抱える学生には面談を実施し、問題解決への支援をきめ細かく実施している。

**2-4 単位認定、卒業・修了認定等**

**2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用**

**【評価結果】**

基準項目 2-4 を満たしている。

**【理由】**

単位認定、進級、卒業要件は、学則及び学則施行細則に定め、進級認定基準、卒業認定基準及び免許・資格の認定基準を適切に定めている。

成績評価は GPA を用いて、成績評価基準を明確化し、学期ごとに単位当たりの平均 GPA を算出して、総合的な成績評価の判定が行われている。また、3 年次への進級について GPA による進級要件を設け、学則施行細則に定めているものの、運用に当たって課題があり、学修支援等の対応に期待したい。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

就職支援は学務課学生係の職員並びにキャリア支援室及び就職指導部の教員で進路支援体制を整備している。教育課程内に教養演習、キャリアガイダンスを配置して、教育目標、汎用的学習成果などを専門職へつなぐためのキャリア教育が行われている。

1 年次から積上げるキャリア教育により高い就職率を維持しているが、管理栄養士の資格を生かした就職率を更に上げる努力に期待したい。

キャリア教育を担当する教員は、就職活動の導入から内定後の取組みをオリジナルの「就職ガイド」をもとに、「就職カルテ」を作成する過程を通して、キャリア形成を支援している。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的の達成のために学科の目標を定め、定期試験・実力テスト、授業アンケート、地域連携事業におけるルーブリック評価や就職先での就業状況調査アンケートにより、教育内容・教育方法及び学修指導等を改善するための工夫が行われている。

授業計画（シラバス）改善のために「授業改善 C&A 報告書」を作成し、これより抽出された問題点とその改善点について、次年度の授業計画（シラバス）にフィードバックしている。

卒業生を対象に就職状況調査アンケートを実施し、授業改善、学生指導等に生かすよう努めていることは評価できるが、調査対象者数が少ないことから現状を把握するために更に対象者を増やす取組みに期待したい。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、クラスメンターを中心に学生生活支援が行われている。また、学生生活安定のために大学独自の奨学金制度を設け、特別推薦選抜による入学者を特別奨学生として採用するほか、学生の経済状況により授業料を半額免除する奨学制度を設けている。

学生相談室のほか、ハラスメント防止のための相談員及び専門相談員を設けて相談体制を整備している。

学生の意見をくみ上げるために、大学生生活アンケートを実施しているが、今後は学友会を中心に学生の意見・要望をくみ上げる仕組みの構築も検討している。

**2-8 教員の配置・職能開発等**

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

大学設置基準、管理栄養士学校指定規則上の教員は確保されている。また、「学校法人原田学園教職員選考規程」が定められ、それに基づいて採用、昇任昇格の審議決定は適切に行われている。なお、専任教員の年齢構成は全般的に高い傾向であるが、大学設置基準の教授数を充足しながら専門基礎科目を担当できる教員の確保に努めている。

「FD 委員会規程」が定められ、学生中心の授業を行うための活性化方策を検討している。また、「FD 委員会」及び事務部と合同の「FD・SD ワークショップ」を開催し、教育目標とカリキュラム構成の原理、担当授業科目の授業設計、教授法等について意見交換及び討議を行っている。

教養教育は学科長が統括し学科専任教員で取組んでいる。「教養演習Ⅰ」「教養演習Ⅱ」により主体的に学ぶ基礎力と管理栄養士としての使命感を培うこととしている。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

大学設置基準に定める教育目的達成のための校地、運動場、校舎、図書館等を整備している。

図書館の規模、蔵書、図書館サービスは適切であるが、「情報通信教育エリア」の座席数、コンピュータ台数については更なる整備に期待したい。

授業を行う学生数は、教育効果が上がるよう少人数でクラスを編制している。加えて、管理栄養士を養成する上で適切に管理されている。

**【参考意見】**

○バリアフリーは、未整備部分が残されているので早期の対応を期待する。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

法令、寄附行為及び学則等の各種規則に基づき、大学の管理運営を適切に遂行している。

建学の精神、教育方針及び目的に基づき、理事会、評議員会をはじめ、「経営改善プロジェクトチーム」「教育研究活動推進委員会」「FD委員会」等の法人組織により使命・目的の実現に向けて経営改善計画に則した継続的な業務遂行に努めている。また、私立学校法、学校教育法、設置基準をはじめとする管理運営に関する法令の遵守も適切に行われている。

個人情報保護、ハラスメント等の人権侵害、公益通報者保護、研究倫理に関する規則、防災に関する規定（震災対策マニュアル）等を法令に則して整備しており、安全への配慮も行っている。

教育研究活動に関する情報及び財務情報については、ウェブサイトを通じ適切に公表している。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

寄附行為に基づき、最高意思決定機関である理事会は適切に管理・運営されている一方で、評議員会は諮問機関としての機能を果たしており、戦略的に意思決定を行う体制を整えている。

理事会の構成については、寄附行為の定めに従って適正に理事を選任しており、学外の識者も理事に選任して適切な理事会運営に努めている。

理事会への理事の出席率は良好で、欠席者については、議案ごとに書面による賛否の意思表示を確認するなどの手続きが行われており、法人運営の最高意思決定機関として適切に機能している。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

学長の職務と権限は、学則及び教授会規程に明確に規定され、学長が校務全般に関する最終決定権を有していることが適切に担保されている。また、学長が業務執行において適切なリーダーシップを発揮できるよう、学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制が敷かれ、学長の補佐体制が整備され有効に機能している。

教授会は学則及び教授会規程に基づき、教学面の重要事項を審議しており、また、教学に関する各種専門委員会が設けられるなど、大学の意思決定と業務執行における役割機能が明確になっている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

#### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

##### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

寄附行為に基づき、最高意思決定機関である理事会は適切に管理・運営されている。理事会で意思決定した事項については、理事長と学長が同一人物であるため、学長は、教授会終了後全ての教員組織で構成する「FD会議」を行い、理事長が学長として自ら学科教員に対して決定事項を伝達している。また、学長決定事項は事務部門でも共有化を図っており、法人と大学の各管理運営機関及び各部門間との連携は適切に行われている。

監事の選考に関する規則が整備され、適切に運営している。監事の理事会への出席状況も良好で、私立学校法及び寄附行為に基づいて監査を行っている。評議員会は、寄附行為に基づいて、毎年3月及び5月と理事長が必要と認めた時期に理事長の招集により開催しており、各評議員の出席状況も良好である。

また、「FD会議」としての「教員会議」と職員も含めた「全体会議」が行われ、学校運営の総合的な課題についても全教職員に諮るなど、業務の意思決定と執行が円滑に行われており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

**3-5 業務執行体制の機能性**

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

理事会のもとに位置する事務部では、業務の効率的運営を図ることを目的に「学校法人原田学園事務組織規程」が整備され、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置により業務の効果的な執行体制を確保している。

職員の資質・能力向上のため、「SD委員会規程」により全事務職員及び教授等の教員等も出席し、学長自ら委員長となる「SD委員会」を組織し、毎年複数回開催している。その中で、学校教育法、大学設置基準などの改正や、教育の質保証、中央教育審議会の答申、専門職大学・専門職短期大学の制度化等について理解を深めるなど教職協働のSD(Staff Development)を実施している。また、経営改善計画を基本に認識するとともに、学生の学習成果と三つの方針について理解を図り、教員とも連携して学生の学習成果の獲得のための支援を行っている。

**3-6 財務基盤と収支**

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価結果】**

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

平成 14(2002)年に大学が開学した当初から支出超過となっていることから、学科の改廃、学科名称変更等の改善を進め、入学者の確保により経営の安定を図ることを目指している。文部科学省指導による 2 期目の経営改善計画の最終段階を迎え、平成 28(2016)年度決算でも損益分岐点を依然下回っているが、経営基盤の安定確保に向けた努力が行われている。

経営改善計画の実施により、日本私立学校振興・共済事業団の補助金の確保、平成 28(2016)年度における遊休資産の売却及び高額な寄附により教育活動収支差額のマイナス幅が減少するなど、収支バランスの回復傾向が見られる。

外部資金の獲得については、公的研究費の申請のほか、卒業生による卒業寄附金の納入率の向上、地元自治体との連携による助成獲得等の取組みが行われている。

**【改善を要する点】**

○平成 8(1996)年度決算から支出超過の状態、文部科学省の指導による経営改善計画を 10 年間実施しているが、学生確保としての目標値を下回っているため、収容定員充足を実現し安定した財務基盤を早急に確立するよう改善を要する。

**3-7 会計**

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

学校法人会計基準や経理規程などに基づいて適切に会計処理が行われており、文部科学省指導による経営改善計画のもと、監査報告が行われている。

経営改善計画に基づく事業計画及び予算編成が実施され、予算外の経費の必要が生じ、理事長の決裁により予算を超えて執行する場合、評議員会及び理事会での審議を経て行われている。

公認会計士監査時に経理課職員が立会い、監査意見があれば理事長に報告し対応している。監事は、財産状況について監査を行うとともに、公認会計士から報告を受け連携を図り、評議員会及び理事会に出席している。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学の使命・目的に即した自己点検・評価は、経営改善計画を推進する中で、事務分掌により自己点検・評価の責任者を決め、「FD 委員会規程」等に基づく委員会活動や学科教員全員が参加する「FD 会議」、業務に関わる事務部門等で課題改善に向けた取組みが毎年行われている。自己点検・評価の実施について学則に規定し、「自己点検評価委員会」「FD 委員会」等において自己点検・評価を推進することとして、学科教員で構成する「FD 委員会」の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価及び自己点検・評価によって進められている。

教員の教務、学生の学習、学生生活関連については、FD 活動として報告され、「FD・SD ワークショップ」で討論され改善の方向性を示すなど、日常化した取組みとして実施されている。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

認証評価に向けたエビデンス集等根拠資料は「自己点検評価委員会」の構成メンバーが収集し、教職員全員で根拠資料の確認を行っている。

関係部署から収集した調査・データをもとに自己点検・評価によって示された課題について、「FD 会議」及び教授会で議論することで、自己点検・評価の結果を学内で共有するよう努めている。授業評価アンケート結果、学生生活アンケート結果を集約して学内に公開する等、透明性の高い自己点検・評価が行われ、学生の実態を把握して教育研究と管理運営の改善に努めている。

平成 22(2010)年度の自己点検・評価以降、毎年、自己点検・評価を実施するとともに、教育活動の改善向上のため、毎年「FD・SD ワークショップ」において報告され、外部の第三者も含めた評価が行われている。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

###### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 【理由】

大学及び併設の岡山短期大学の全教員で構成する「FD 委員会」の管理のもと、「自己点検評価委員会」を中心に次年度の課題を各委員会と部署で審議し、「FD 会議」と職員の「SD 会議」で取上げ、各教職員はその課題の改善に向けて取り組んでいる。

教育面では授業アンケートの結果を踏まえた「授業改善 C&A 報告書」を毎年作成し授業計画（シラバス）に反映している。教育研究、評価システム、地域貢献等については「自己点検評価委員会」で実態把握と分析が行われ、関係委員会や部署に委任して解決を図っている。

大学運営、財務状況等の改善の取組みは、経営改善計画に基づいて「経営改善実施管理表」により点検しつつ行われている。

#### 大学独自の基準に対する概評

##### 基準 A. 社会貢献

#### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

##### A-1-① 大学施設の開放、公開講座、地域への出前講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

##### A-1-② 地域の高齢者対象の健康教室の開催

###### 【概評】

生涯学習公開講座、出前講座を開催し、教員の専門的知識と技術を地域社会へ提供している。倉敷市主催の食育イベントに授業の一環として教員と学生が参加し、市民へ健康教育を実施している。

2 年次配当の「総合演習」の学外実習として、地元自治体主催の「食育栄養まつり」に学年全員が参加し、学生による市民への健康教育を行っている。

地域に向けて大学が行っているそれぞれの行事は、管理栄養士を目指す学生にとって実践の場としてよい機会となっている。また、地域住民にとっても健康への意識改革として地域貢献となり、大学の保有する物的・人的資源の社会への提供に努めている。

岡山県内の大学が協力して行うイベント「日ようび子ども大学」や併設の岡山短期大学が主催する「おかたん子育てカレッジ」で、幼児の食育をテーマに講義を提供している。地元老人クラブと連携して、学内で「栄養指導」（栄養マネジメント）と「健康に配慮した食事の提供」（給食経営管理）を学生主導で運営する「栄養長寿教室」を継続して実施して

きたことは評価できる。

地元自治体と連携し生涯学習のための大学公開講座（食と健康をテーマにしたもの）を開催しているが、今後は更なる内容の充実と参加者数の増加を期待したい。

